

## 福島県省エネルギー住宅改修補助事業 補助金交付事務取扱要領

### (趣旨)

**第1条** 補助事業者は、福島県省エネルギー住宅改修補助事業を実施するため、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの取扱要領の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

**第2条** この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 断熱改修

次に掲げる部位ごとに求められている断熱基準（別表1）を満たす部材により改修すること。

- ① 窓
- ② 天井（屋根）
- ③ 壁
- ④ 床（基礎）

(2) 住宅

福島県内に存する戸建住宅で、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む。

(3) 窓

住宅のサッシ（枠を含む。）及びガラスをいう。ただし、縦300mm以下かつ横200mm以下のものは除く。

(4) 内窓設置

既存窓の室内側に新たに窓を設置することをいう。

(5) 地域区分2又は3の地域

別表2の地域区分2又は3に該当する市町村のことをいう。

（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年1月29日号外国土交通省告示第265号）による。）

(6) 補助事業者

県からの補助を受け、本事業に係る事務を行う者をいう。

(7) 交付申請者

補助事業者から補助金の交付を受け、本事業を実施する者をいう。

### (補助の対象)

**第3条** 補助の対象は、交付申請者が自ら居住するための住宅で、第1号又は第2号及び第3号から第7号までの要件を満たす工事等（以下「対象工事」という。）とする。

(1) 次に掲げる室について、それぞれに掲げる部位（外気に面する部分に限る。以下同じ。）の断熱改修を行うもの。ただし、別表1の基準を満たして

いる場合は、断熱改修不要とする。

①居間、台所及び食堂

- ア 全ての窓（内窓設置又は窓交換による）
- イ 天井、壁又は床のいずれか1つ以上
- ウ 無断熱の天井

②脱衣所

- ア 窓（内窓設置、窓交換又はガラス交換による）
- イ 無断熱の天井

③上記以外の室を改修する場合

- ア 全ての窓（内窓設置若しくは窓交換又はガラス交換（非居室の場合）による）
- イ 無断熱の天井

④ その他

- ア 建築基準法等の関係法令に適合すること。

(2) 改修する室について、次に掲げる部位の断熱改修を行うもの

① 改修する室

- ア 全ての窓（内窓設置、窓交換又はガラス交換による）
- イ 無断熱の天井

② その他

- ア 建築基準法等の関係法令に適合すること。

(3) 補助金の交付申請年度に工事契約を締結し、交付申請時点で完了していないもの

(4) 原則、交付申請年度の末日までに完了するもの

(5) 建築基準法等の関係法令に適合するもの

(6) 交付申請者は、住宅の所有者又は賃借者で、県税の滞納がなく、国・地方公共団体から本事業と同様の補助金を受けていない者とする。

(7) 交付申請者は、福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団員等又は社会的非難関係者に該当しない者とする。

**(対象経費等)**

**第4条** 補助の対象となる経費は、対象工事に係る経費のうち、次の経費を除いたものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費
- (2) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費

**(補助金の額)**

**第5条** 補助事業者が交付する補助金の額は、次に掲げる額とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(1) 第3条第1号に定める工事を行う場合

対象経費の1/2又は120万円（地域区分2又は3の地域は150万円）のいずれか低い額とする。

(2) 第3条第2号に定める工事を行う場合

対象経費の1/3又は80万円（地域区分2又は3の地域は100万円）のいずれか低い額とする。

**(補助金の交付申請)**

**第6条** 交付申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式（補助金交付申請書）に必要な書類を添えて補助事業者に提出しなければならない。

**(補助金の交付決定)**

**第7条** 補助事業者は、補助金の交付を決定したときは、第2号様式（補助金交付決定通知書）により交付申請者に通知するものとする。

**(事業内容の変更等)**

**第8条** 交付申請者は、事業内容を変更しようとするときは、第3号様式（補助金変更交付申請書）を補助事業者に提出し、承認を受けなければならない。  
2 交付申請者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、第4号様式（事業中止（廃止）承認申請書）を補助事業者に提出し、承認を受けなければならない。

**(交付申請の取り下げ)**

**第9条** 交付申請者は、第8条による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。  
2 前項の取り下げを行うときは、第8条による交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までに、その旨を記載した書面を補助事業者に提出しなければならない。

**(完了実績の報告)**

**第10条** 交付申請者は、事業が完了したときは、第5号様式（完了実績報告書）に必要な書類を添付し補助事業者に提出しなければならない。  
2 前項の報告は、原則として、事業完了日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うこととする。

**(補助金の額の確定)**

**第11条** 補助事業者は、前条の完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が第8条の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第6号様式（補助金額確定通知書）により交付申請者に通知するものとする。  
2 前項の確定通知は、確定した額が第8条による補助金交付決定額と同額の場合は、省略することができる。

#### (補助金の請求)

**第12条** 補助事業者は、前条の規定による補助金額の確定後に、補助金を支払うものとする。

2 交付申請者は、前項の支払いを受けようとするときは、第7号様式（補助金請求書）により補助事業者に補助金を請求するものとする。

#### (交付決定の取り消し等)

**第13条** 補助事業者は、交付申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

(2) 規則又はこの取扱要領並びに関係法令に違反する行為があった場合

2 補助事業者は、前項の取消しを決定したときは、第8号様式（交付決定取消通知書）により交付申請者に通知するものとする。

#### (財産の処分の制限)

**第14条** 交付申請者は、工事を行った住宅を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付申請者が交付された補助金額を県に返納した場合、第12条第1項の通知日から起算して5年を経過した場合、又は知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

#### (会計帳簿等の整備等)

**第15条** 交付申請者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

#### (書類の提出)

**第16条** この取扱要領により交付申請者が補助事業者に提出する書類は、1部とする。

#### (その他)

**第17条** 補助金の交付等に関しては、この取扱要領によることとし、その他必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この取扱要領は、平成28年11月15日から施行する。

**附 則**

この取扱要領は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この取扱要領は、平成30年3月29日から施行する。

**附 則**

この取扱要領は、令和3年5月7日から施行する。

**附 則**

この取扱要領は、令和4年4月1日から施行する。